

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	就学援助に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

品川区は、就学援助に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都品川区教育委員会

公表日

平成27年10月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	就学援助に関する事務
②事務の概要	<p>就学援助は、経済的理由によって就学困難な児童および生徒の保護者に対して、学用品費や給食費等を支給し、もって義務教育を円滑に実施することを目的としている。</p> <p>市区町村は、学校教育法第19条により経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、必要な援助を与えなければならない。</p> <p>品川区では、品川区就学援助費支給要綱に基づき、品川区に住所を有する公立小学校・中学校に在籍する児童・生徒の保護者から申請があった場合、生活保護受給者以外については、所得制限を設けて前年度の所得に基づいて認否決定を行っている。そのため審査には、申請のあった保護者と生計を一にする家族の所得額を確認することが必要となる。</p> <p>申請者の情報は学校事務システムにて管理し、認定者には学期ごとに年3回支給処理を行い、保護者の金融機関口座または校長口座に援助費を振り込む。</p> <p>品川区では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 年度当初、学校事務システムより打ち出した「就学援助費申請書」と「就学援助のお知らせ」「返信用封筒」をあわせて品川区立小中学校に在籍する全児童生徒に対して一斉に配布</p> <p>② 住民情報システムと連携し、申請者の世帯情報と所得・生活保護受給情報を取得</p> <p>③ 取得したデータに基づき、申請者の世帯ごとに認定処理</p> <p>④ 認定処理結果に基づき、『認定』『却下』『所得不明』のうちいずれかの通知書を申請者の世帯ごとに発送</p> <p>⑤ 所得不明世帯の場合、指定期日までに所得申告をしたものについては再判定を行う</p> <p>⑥ 認定者に対して学校で入力された学校事務システムの内容をもとにして学期ごとに支給処理を行う</p> <p>①については申請月からの支給となるため4月末を申請受付期限としているが、翌年2月第1週頃までは申請を随時受付する</p> <p>②③④⑤は6月以降毎月1回行う</p> <p>⑥は7月下旬・12月中旬・3月中旬の年3回</p>
③システムの名称	学校事務システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
就学援助申請者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項、品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(予定)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[未定] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第14項、特定個人情報保護委員会規則(予定)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	品川区学務課
②所属長	学務課長 野呂瀬 久
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒140-8715 東京都品川区広町2丁目1番36号 品川区役所 教育委員会事務局 学務課 学事係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	7と同じ

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

